

## 付録1 サービス産業動向調査の沿革

我が国の経済活動におけるサービス産業（第三次産業）のウエイトはGDPベース及び従業者ベースで7割を超えており（表参照）、こうした経済社会の実態を的確に捉えるためには、サービス分野の統計が的確に整備されている必要がある。

しかしながら、サービス産業に関する統計は、個々の業種ごとにモザイク状に整備が行われ、サービス産業の全体像を明らかにするものとはなっていなかった。

このような状況は、産業統計としての利用に支障を来しているだけでなく、我が国の経済活動に占めるサービス産業のウエイトが圧倒的に高いことを背景にGDP関連統計や産業関連表の精度上の大きな制約要因となっており、統計体系の整備の観点からもその改善が強く望まれていた。とりわけGDPの四半期別速報（QE）を作成するためのサービス産業の基礎統計については、月次ベースの統計が一部の業種のみに限られており、これをサービス産業全体に拡充することへの期待が高くなっていた。

このような背景から、総務省統計局は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）等における政府の統計整備の方針に基づき、GDPベースで約7割を超える第三次産業のうち、これまで統計の整備が十分でなかったサービス産業を調査対象として、その活動の動向を包括的かつ適時に把握できる「サービス産業動向調査」を平成20年7月に創設した。

現在、サービス産業動向調査の結果は、GDPの基礎資料として活用されており、今後、更なる利活用が期待される。

## サービス産業動向調査に関する委員会及び政府の決定等の経緯

### 「政府統計の構造改革に向けて」

(平成17年6月10日内閣府経済社会統計整備推進委員会報告)

- ・「QEを始めとする経済指標の精度向上に資するため、サービス産業に係る動態統計が未整備の分野について、生産・雇用等の状況を月次ベースで把握できる動態統計を創設」
- ・「経済センサス（仮称）の実施による的確な母集団名簿の整備が進んだ後は、サービス産業の構造的な実態把握やGDP関連統計・産業連関表の精度向上に資するため、適切なサンプル調査によってサービス産業を幅広く捉えた構造統計を整備」

### 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」

(平成18年7月7日閣議決定)

- ・「サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る」



### サービス産業動向調査の創設（平成20年7月）

### 「公的統計の整備に関する基本的な計画」

(平成21年3月13日閣議決定)

- ・「サービス活動に係る統計の整備は着実に進展してはいるものの、今後とも一層の推進が必要である」

### 「公的統計の整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的考え方」

(平成22年6月18日統計委員会)

- ・「サービス産業の売上高等を幅広く月次で調査するサービス産業動向調査が20年7月から開始され、また、周期調査として経済センサスについても、サービス産業を含む経済活動の網羅的な把握が期待されている。今後、これらの統計整備の着実な実施に加え、年次での構造把握が未整備な分野への対応など、サービス産業関連の統計整備について一層の推進が求められている」



### サービス産業動向調査の見直し（平成25年1月）

- ・資本金1億円以上の企業等について企業単位の調査を導入し、売上高等を事業活動ごとに調査
- ・毎月の調査対象に約4万事業所を加えた年次調査（拡大調査）を創設し、年間売上高を都道府県別に調査

図 GDP(国内総生産)に占める第三次産業の構成比の推移

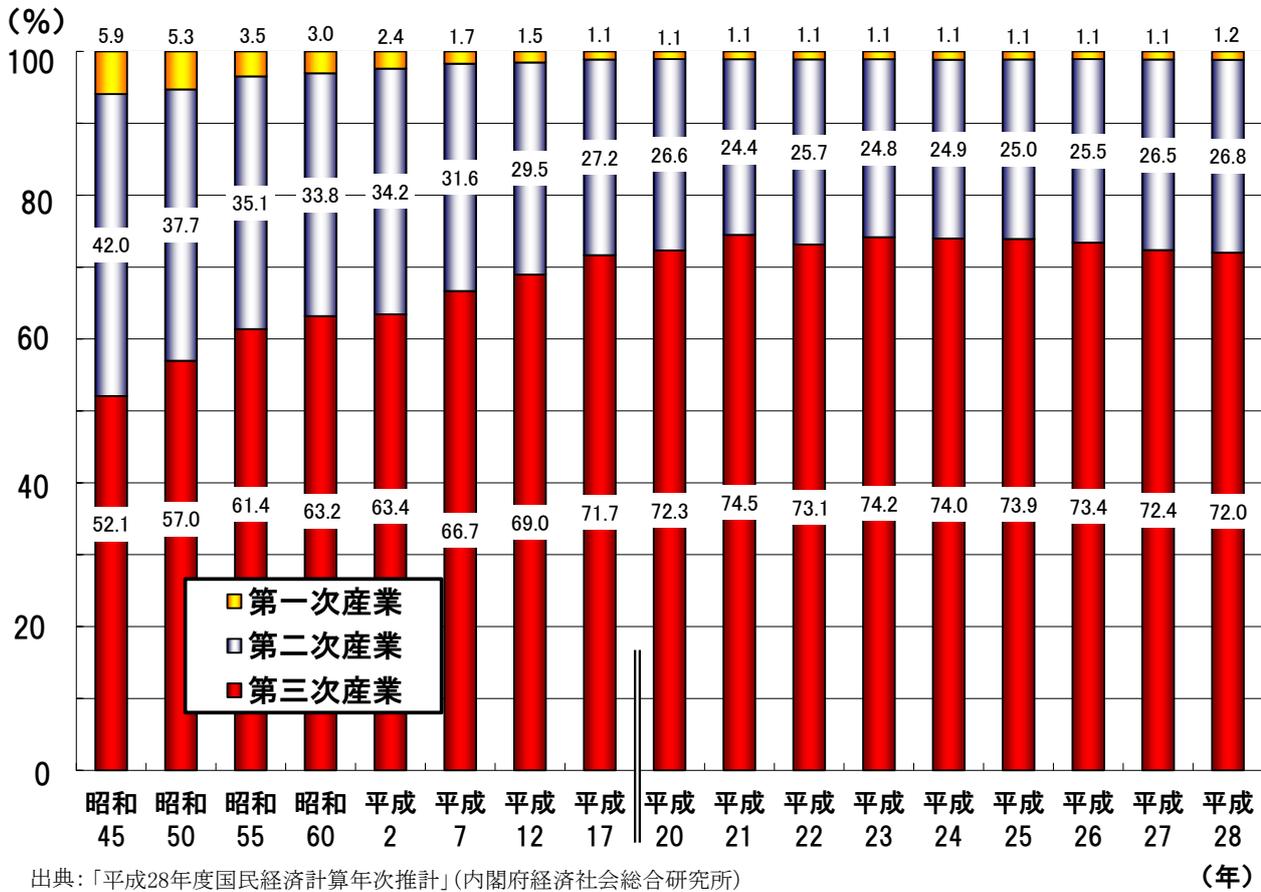


表 サービス産業動向調査の調査対象産業の構成比(%)

	全産業	第三次産業	サービス産業 動向調査の 調査対象産業	出典
事業所数	100.0	81.7	50.4	「平成26年経済センサス-基礎調査」結果 (総務省)
従業者数	100.0	78.4	47.2	「平成26年経済センサス-基礎調査」結果 (総務省)
GDP	100.0	72.0	46.3	「平成28年度 国民経済計算年次推計」 (内閣府経済社会総合研究所)